

中津市地域活動支援センター I 型事業仕様書

1 事業名

中津市地域活動支援センター I 型事業

2 業務の目的

本業務は、中津市地域活動支援センター事業実施要綱（令和 7 年中津市告示第 7 8 号。以下「要綱」という。）に規定する地域活動支援センター I 型事業を実施することにより、障害者等に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

3 事業所の設置場所

中津市内

4 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）

※実施期間内であっても、委託法人として適当でないと認める場合には、契約を解除する場合があります。

5 委託料の支払い等

委託料は原則として半年分を概算払いの方法により各年度の 4 月と 10 月に支払うものとし、支払金額に余剰金が生じた場合は、当該余剰金額を、決算完了後速やかに返還するものとする。

6 実施日時等

（1）開所日

ア 原則として、週 5 日以上、曜日を定めて開所日を設定すること。ただし、開所日でない日に開所した場合は、代わりの日を休みとすることができる。

イ 祝日（振替休日を含む）、お盆（8/13～8/15）、年末年始（12/29～1/3）は休みとすることができる。

ウ 台風等、利用者の安全の確保が難しい場合は休みとすることができる。この場合、事前に利用者に周知するとともに、中津市に連絡すること。

（2）開所時間

原則として、1 日 7 時間以上開所すること。ただし、台風等、利用者の安全の確保が難しくなる恐れがあるときは、開所時間を短縮することができる。

7 利用対象者

本事業の利用対象者は原則として、要綱第 3 条第 1 項第 1 号に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）とする。ただし、定員に余裕のある場合は、同項第 2 号に規定する福祉支援課長が特に必要があると認めるものとして、重層的支援体制整備事業実施要綱（令和 5 年 8 月 8 日付け社援発 0 8 0 8 第 4 8 号厚生労働省社会・援護局長ほか連名通知。）に規定する

地域づくり事業において地域活動支援センターと一体的に実施することとされている各事業の対象者であって、中津市に居住地を有する者を受け入れることができる。この場合においても、利用者の半数以上が障害者等となるように努力すること。

【参考】

重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する地域づくり事業

- ア 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業（地域介護予防活動支援事業）
- イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業（生活支援体制整備事業）
- ウ 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業（地域活動支援センター事業）
- エ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業（地域子育て支援拠点事業）
- オ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」に定める生活困窮者支援等のための地域づくり事業

8 委託内容

（１）地域活動支援センター基礎的事業として、次の支援を行うこと。

- ア 創作的活動の機会の提供。
- イ 障害者等と地域との交流の促進に関すること。
- ウ 日常生活に必要な便宜の供与。
- エ その他地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業。

（２）地域活動支援センター機能強化事業として、次の支援を行うこと。

- ア 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整。
- イ 気軽に立ち寄れる場所としてのフリースペースの提供。
- ウ 芸術・文化活動に対する取り組み。
- エ 相談支援事業（必要に応じて相談支援事業所等との連携を図ること）。

9 設備及び運営に関する基準

事業所の設備及び運営に関する基準は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大分県条例第 65 号）に定める基準の他、次のとおりとする。

（１）利用人数

利用定員は 20 人以上とすること。

（２）利用料

事業の利用は、無料とすること。ただし、材料費等、利用者が負担すべきものについては、実費分を徴収することができるものとする。

（３）設備

- ア 相談及び共有スペースの提供を行うために必要な設備を有し、支援員が利用者に対して適切な援助を行うことができる形態であること。
- イ スペースとして利用者が相互交流することができる場所を備えていること。
- ウ 保健衛生及び安全が確保されており、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

10 職員配置

本事業の実施にあたっては、次のとおり職員を配置すること。

- (1) 施設長 1 名、指導員 2 名以上の他、専門職員（精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等）1 名以上を配置すること。
- (2) 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。
- (3) 施設長が専任でない場合は、必ず指導員 1 名以上を専任とすること。ただし、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りでない。
- (4) 職員のうち、2 名以上を常勤とすること。

11 遵守事項

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結するとともに、利用者台帳を作成すること。
- (2) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- (3) 従業者、財務諸表、利用者への記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存すること。
- (4) 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

12 その他

- (1) 本仕様書に規定するもののほか、本業務の内容等について疑義が生じた場合は、中津市と協議し決定する。
- (2) 本仕様書に定めてないものについては、中津市と受託者で別途協議のうえ決定する。